

心愛会 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という。）が実施する。

社会福祉法人 心愛会

郡山市緑ヶ丘東六丁目26番地2

（設置目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護サービスを提供するため、個別性を重んじた対人援助の基礎となる理念、倫理観を醸成し、且つ、専門職としての基本姿勢、知識、技術等を修得させ、広く地域福祉の担い手として貢献し、社会福祉の向上に寄与する人材の育成を目的とする。

（位置）

第3条 位置は、次の通りとする。

郡山会場：郡山市緑ヶ丘東六丁目 26 番地 2

特別養護老人ホーム ハーモニーみどりヶ丘 地域交流スペース

会津会場：会津若松市インター西 69

社会福祉法人 心愛会 会津事務所

（修業年限）

第4条 修業年限は6か月とする。

（生徒定員・学級数）

第5条 定員は1学級30名とし、学級数は2とする。

（養成課程・履修方法）

第6条 （1）養成課程 介護福祉士実務者研修（通信課程）

（2）履修方法は次のとおりとする。

①通信学習

実務者研修養成課程 450 時間のうち 405 時間を通信学習にて行う。

受講生は計画的に課題に取り組み、定められた提出期限までに課題を提出することとし、担当講師による添削指導、評価を行う。

②通学授業

「介護過程Ⅲ」45 時間、「医療的ケア演習」については、通学授業とする。

「介護過程Ⅲ」においては修了試験（実技試験）を実施し、通信学習で習得した知識の習得度の確認を行う。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 夏季休業 8月13日～8月15日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) その他天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当法人が認めた日

(入所時期)

第8条 入所時期は各講座の開講日とする。

(入所資格)

第9条 入所資格は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者

(入所者の募集と選抜方法)

第10条 (1) 募集は、一般募集及び当法人の職員とする。

ただし、「ホームヘルパー2級」、「介護職員初任者研修」、「ホームヘルパー1級」、「介護職員基礎研修」修了の方を対象としますので、「無資格者」、「ホームヘルパー3級」修了者の方につきましては、介護職員初任者研修修了の後、募集対象とします。

- (2) 受講生の人数制限があるため、早めに申込があった方を優先に対応をはかる。
また、必要によっては面接・選抜を行い受講決定する。

(入所手続)

第11条 所定の申込用紙に記入の上、指定口座に受講料を振り込むものとする。

また、科目の免除を希望する者については該当資格証の写しを提出すること。

(退学)

第12条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し当法人の許可を得なければならない。

(休学)

第13条 受講生は、疾病その他やむを得ない理由により、修学することが出来ない場合は、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(復学)

第14条 休学していた者は、休学理由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(受講資格の取り消し)

第15条 次の各号に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがない、または本学則の目的に沿わないと当法人が認めた者。
- (2) 学習態度が悪く、カリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にも関わらずこれに従わない者。
- (3) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す、正当の理由なく、出席常でない等出席不良の者。
- (4) 在籍期限を超過した者。
- (5) その他当法人の受講生として著しく不適切な言動が認められる者。

(研修カリキュラム)

第16条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則別添1の通りとする。

(研修修了の認定方法)

第17条 研修修了の認定は以下のとおりとする。

- (1) 受講料を全額納付し、①第16条に定めるカリキュラムの全過程を履修していること。
②通信での課題は提出期限を厳守し、添削して6割以上の得点であること。③実技・演習での技術が習得されていること。
- (2) 通信課題は、各科目の課題を指定する期日までに提出し、A評価(80点以上)・B評価(70~79点)・C評価(60~69点)・D評価(60点未満)の4段階で評価する。
認定はC以上で評価基準を満たしたものとする。
ただし、D判定の者については再提出とし、合格するまで再提出を行う。
- (3) 面接授業(スクーリング)の介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習は、全てを受講すること。
原則として、遅刻・早退・欠席は認めない。
介護過程Ⅲの修了試験(実技試験)を実施し、A評価(80点以上)・B評価(70~79点)・C評価(60~69点)・D評価(60点未満)の4段階で評価する。習得度をC以上の評価を合格とする。D評価の者については、講師が実技指導を行い、再評価を行うものとする。
また、医療的ケア、救急蘇生法の演習においては、規定回数以上の演習を修了しなければならない。
喀痰吸引：口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上
経管栄養：胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上
救急蘇生法1回以上

以上、通信課題、面接授業のすべての基準を満たす者を研修修了として認定する。

(代替受講)

第18条 面接授業（スクーリング）の一部を欠席した者でやむを得ない事業があると同法人が認める者については、同研修の他のコースまたは時期コースを代替で受講することによりカリキュラムの履修完了とする。代替受講は事前の申し出を原則とする。

この場合、代替受講は無料とする。

やむを得ない理由とは、本人の体調不良、家族の看病、冠婚葬祭などであり、やむを得ない理由により欠席した場合には、補講の対象とする。

但し、上記の理由以外の正当な理由でないもの（勤務が忙しい等）については補講を認めない。

(受講料)

第19条 受講料は下記の通りとする。なお、納入された受講料は原則として返還しない。

受講者の所有資格	受講料	備考
介護職員基礎研修	40,000円	税込・テキスト代込
介護職員初任者研修	100,000円	税込・テキスト代込
ホームヘルパー1級	70,000円	税込・テキスト代込
ホームヘルパー2級	100,000円	税込・テキスト代込

(受講料の返還)

第20条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、開講日当日までに受講の辞退の申し出があった場合は当法人規定に従い返還することができる。

①開講日の7日前までの解約は、振込手数料を受講者負担とし、手数料を差し引いた金額を返金する。

②開講日の6日前～当日の解約は、振込手数料を受講者負担とし、解約事務手数料5,000円と振込手数料を差し引いた金額を返金する。

③一度でも受講した場合、返金しない。

(組織)

第21条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長（校長） 1名
- (2) 専任教員 6名
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 4名
- (4) 講師（医療的ケア） 2名
- (5) 講師（添削問題担当） 若干名
- (6) 事務職員 1名

(在籍期限)

第22条 在籍期限は2年を超えることはできない。

(修了証明書等の交付)

第23条 修了を認定された者(第17条による)は、本校において修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第24条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が本校に来校するものとする。

(個人情報の保護)

第25条 本校が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は本校の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第26条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第27条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、本校がこれを定める。

(附則)

第28条 この学則は平成29年6月1日より施行する。